

奈良県告示第五百七号

奈良県建設業者関係書類等閲覧規程（昭和四十七年五月奈良県告示第百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条中「奈良県技術管理課建設業指導室」を「奈良県土木マネジメント部建設業・契約管理課」に改める。